



# 総社吉備路商工会報

## 創刊号

平成17年7月

編集・発行

総社吉備路商工会

〒719-1162

総社市岡谷160番地

TEL (0866) 93-8000

FAX (0866) 94-4484



## 総社吉備路商工会開所式

左から 吉澤副会長、風早昱源 総社市長職務執行者、池上会長、鈴木邦彦 岡山県商工会連合会専務理事、大角副会長

昭和商工会、山手商工会、清音村商工会は合併し、平成17年4月1日(金)11時より、商工会館の玄関前にてテープカット(写真)後、研修室にて開所式を開催しました。

開式に続いて、設立事務引継ぎが行われ、剣持堅吾設立委員長から池上幸人総社吉備路商工会長へ設立事務引継書が渡されました。新役員の紹介があつて、会長より挨拶がありました。

続いて、来賓の総社市長職務執行者 風早昱源様、岡山県商工会連合会専務理事 鈴木邦彦様より祝辞を賜った。事務局の紹介があつて、最後に吉澤威人副会長から閉会の辞があり終了しました。

平成十七年五月二十六日昭和、山手、清音の三商工会合併後、初の通常総会が総社市山手公民館において、出席総一七六名(内委任状出席二一四)により開催されました。

久山事務局長による開会の辞の後、池上幸人会長の挨拶がありました。

続いて来賓を代表して竹内洋二 総社市長、清水男総社商工会議所会頭、西川明雄 国民生活金融公庫倉敷支店長、近藤忠信 岡山県商工会連合会事業支援部長から挨拶を賜りました。来賓として、守安道夫 総社市経済部長の紹介の後、議長に吉澤威人副会長が選出され議事に入りました。

第一号議案から第三号議案までは、昭和・山手・清音村商工会の平成十六年度事業報告、収支決算等の報告に続き、第四号議案 平成十七年度事業計画及び、収支予算書、第五号議案 定款の一部改正、第六号議案 運営規約、第七号議案 平成十七年度借入金限度額及び、借入先が原案どおり承認された。第八号議案では、役員を選任について次ページのとおりの新役員が承認決定されました。

平成十七年度の重点事業として、①創業支援改善計画、経営革新計画立案への強力な支援体制の構築②事業主、地域社会のニーズに適合した講習会、研修会による人材育成③「まちづくり」ビジョン策定を通じた商工会地域の地域振興策の研究④安定した財政基盤の確立を掲げております。

## 総社吉備路商工会新体制の発足

●平成十七年度通常総会開催●



会長就任挨拶

この度、総社吉備路商工会長に就任した池上でございます。今日、中小企業は、国際化、IT(情報技術)の激激な普及により経営環境が激変する中、大変厳しい状況下であります。このような中で、山手村、清音村との合併を実現した新総社市の誕生を契機として、昭和、山手、清音村の三商工会は高度で専門的な指導、支援体制を確立するため対等合併し、地域社会のニーズと事業主の経営上の諸問題に迅速且つ的確に対応していける体制を確立致しました。新しい事務局により事業運営を推進してまいります。本部を中心に統一したやり方をする必要があります。このためには、融合と絆を深めることが大事と考えます。このため、会員をはじめ、役員員一丸となってこの難局を乗り越えてまいり所存です。皆様のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

総社吉備路商工会新役員



会長 池上幸人



副会長 吉澤威人



副会長 大角義男

- 理事 高杉完人(昭和支所)  
 多田英章(昭和支所)  
 森博(昭和支所)  
 河原勝広(昭和支所)  
 岡川憲生(昭和支所)  
 山本磨(昭和支所)  
 赤木薫(昭和支所)  
 浅沼利久(昭和支所)
- 理事 友野剛至(山手支所)  
 剣持堅吾(山手支所)  
 小沢慎(山手支所)  
 新谷章(山手支所)  
 秋山芳輝(山手支所)  
 北村昌志(山手支所)  
 風早孝行(山手支所)  
 剣持章人(山手支所)  
 渡邊英男(清音支所)  
 大熊公平(清音支所)  
 赤澤哲夫(清音支所)  
 秋山勉(清音支所)  
 安延元一(清音支所)  
 藤野陽正(清音支所)  
 小原忠志(清音支所)  
 一ノ瀬保博(清音支所)  
 渡邊信行(清音支所)  
 石部律子(昭和支所)  
 山部啓三(昭和支所)  
 浅野間裕志(清音支所)
- 監事 藤森洋司(昭和地区)

青年部

平成十七年五月九日、商工会館において総社吉備路商工会青年部通常総会が開催され、全議案原案通り可決承認されました。合併によるスケールメリットを活かし、より効果的に地域振興事業、各種講習会開催事業を取り組んで参ります。



【新役員】



部長 渡邊信行 (清音地区)

- 副部長 北村昌志(山手地区)  
 池上裕介(昭和地区)  
 理事 武内正勝(山手地区)  
 岡本喜行(清音地区)  
 平田晃一(清音地区)  
 井田一巳(昭和地区)  
 友野貴之(山手地区)  
 藤森洋司(昭和地区)

女性部

平成十七年四月二十日、総社市山手公民館コミュニティホールにおいて総社吉備路商工会女性部通常総会が総社市経済部 守安道夫部長、総社吉備路商工会池上幸人会長を迎えて開催されました。合併後初めての総会で、各支部連携を取りながら女性の感性を生かして女性ならではの視点や発想を活かした活動をしていきたいと思っております。



【新役員】



部長 石部律子 (昭和地区)

- 副部長 浅沼喜久子(昭和地区)  
 村上加年子(山手地区)  
 星島八重子(清音地区)  
 理事 山口久子(昭和地区)  
 三宅節子(昭和地区)  
 森都倫子(昭和地区)  
 新谷純子(山手地区)  
 生田和枝(山手地区)  
 岡本友子(清音地区)  
 吉澤和子(清音地区)  
 森田ゆかり(山手地区)  
 一坪雅代(清音地区)

職員紹介

- 事務局長 久山孝正  
 地域支援課長 (主任経営指導員) 林 真理  
 広域支援課長 (経営指導員) 三宅 正弘  
 経営指導員 松本 吉弘  
 総務課(主任) 国本 富子  
 山手支所(主任) 片山 智子  
 清音支所(主事) 森峰 絵美  
 山手支所 (記帳指導員) 三藤 仁美  
 昭和支所 (記帳指導員) 高橋 和子

「商工会の日」

花いっぱい運動

六月十日は「商工会の日」です。

昭和支所では、総社市国体室の協力を得て、女性部員・商工会員約二十人が、早朝七時より「槻大橋進入路」沿いに花苗を植え付けていきました。

昨年七月、十二月にも季節の花を植え付け、今回は三回目になりました。

商工会を中心に、多くの方々のボランティアで地域の美化運動が少しずつですが、目に見える形となって動き出しました。今後も継続して取り組んでいきたいと思えます。



吉備路れんげまつりに出店

総社吉備路商工会女性部

平成十七年四月二十九日吉備路風土記の丘県立自然公園(備中国分寺周辺)にて吉備路れんげまつりが開催された。田んぼ一面のれんげの絨毯は見事で、大勢の方が来られました。

商工会女性部は毎年出店していますが、今年は商工会合併後初めてのれんげまつりなので、昭和支所、山手支所、清音支所、それぞれに趣向を凝らし、特産品販売、ヨーヨー釣り等の出店をしました。又、山手支所の銭太鼓クラブが子供も交えて、銭太鼓と笠踊りを華やかに繰り広げ、舞台に花を添えました。



行事予定

- 7月23日 夏まつり山手
- 7月24日 高間やまびこまつり
- 7月30日 清流まつり
- 10月2日 ドリームフェスタ

高間やまびこまつり

昭和地区では、「高間やまびこまつり」を開催します。

「高間やまびこまつり」は、山間地のキャンプ場で、親子が楽しく過ごせる「体験型イベント」です。

キャンプ場の自然を利用して木と木を結んだ「ロープ伝い」で遊んだり、竹馬、竹水鉄砲作りを親子で体験できます。今年は、地域ボラン

清流まつり2005

開催日 7月30日(土)  
 荒天時は31日(日)に順延  
 場所 高梁川河川敷清音グラウンド  
 問合せ 清流まつり実行委員会事務局 (94-0111)

● 清流まつりの時間・内容 ●

12:30	野外ライブ(時間変更あり)
13:00	あゆとうなぎのつかみ取り (12:00から整理券配布)
16:00	子供ダンス教室・備中温羅太鼓
17:00	開会式・清流音楽会など
19:00	踊りコンテスト
20:00	総踊り
20:35	花火
21:00	一斉クリーン作戦・閉会式

商工貯蓄共済

貯蓄 + 融資 + 生命保険  
 知らず知らず自己資金の蓄積 自己の積み立てを有効活用 万一の場合、死亡共済金支給

3つの備えが月額2,000円(1口)で始められる商工貯蓄共済をおすすめします。

加入できる方

- 個人企業：事業主とその家族・従業員
- 法人企業：会社、会社役員とその家族・従業員

加入期間 10年間

加入できる口数 被共済者1人につき1口から10口まで

●特典1…人間ドック費用助成(50以上加入の方1万円)

●特典2…無料法律相談

新規加入推進中!!

「ロープ伝い」で遊んだり、竹馬、竹水鉄砲作りを親子で体験できます。今年は、地域ボラン

キャンプ場の自然を利用して木と木を結んだ「ロープ伝い」で遊んだり、竹馬、竹水鉄砲作りを親子で体験できます。今年は、地域ボラン

キャンプ場の斜面に組み立てた青竹筒を流れる「そうめん流し」に自然の涼感を感じ、網ですくく取った鮎をその場で塩焼きに、パン生地を竹に巻き付けて焼くパン焼き。

自然の中で、親子が楽しく過ごせる楽しい企画をたくさん用意しています。

## マルケー融資

資金の必要な方、商工会の推薦で国の融資が受けられます！

(国民生活金融公庫経営改善貸付)

お申込は総社吉備路商工会へ  
無担保、無保証人、しかも低金利でご利用いただけます。

(平成17年6月10日現在)

	運転資金	設備資金
ご融資額	550万円以内のほか別枠450万円以内	
ご返済期間 (うち据置期間)	5年以内 (6ヶ月以内)	7年以内 (6ヶ月以内)
利率	年1.15%	

### ●ご融資の条件●

- ・常時使用する従業員が20人以下(商業サービス業の場合5人以下)の法人・個人事業主の方
- ・商工会の経営指導員の経営指導を6ヶ月以上受けている方
- ・所得税、法人税、事業税、県民税等を完納していること。
- ・原則として総社吉備路商工会地区内で最近1年以上事業を営んでいる方
- ・商工業者であり、かつ、国民生活金融公庫の融資対象業種を営んでいる方

## 会員募集

商工会は地区内の商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資するための事業を行うものであり、商工会法に基づいて設立され、運営されている公益的な特別認可法人です。

経営・金融・税務・経理・労働・取引の相談指導のほか、各種講習会、講演会の開催や、事業主に有利な各種共済制度の普及を行っております。

○加入金 新規加入者には加入金があります。(3,000円)

○年会費

会員区分	金額(円/年)	備考
①個人会員	10,000円	
②法人会員(有限会社)	15,000円	
③法人会員(株式会社)	20,000円	
④特別会員	一口30,000円	口数は理事会にて

※申込みは下記窓口へ

総社吉備路商工会本所(山手支所) TEL 93-8000(総社市岡谷160)  
 総社吉備路商工会昭和支所 TEL 99-1116(総社市美袋1917-2)  
 総社吉備路商工会清音支所 TEL 93-1879(総社市清音1135-2)

## 広告募集 総社吉備路商工会報の 広告スポンサー募集!

大きさ(約タテ45mm×ヨコ80mm)1枠に住所、事業所名、電話、FAX等を掲載します。年2回(1色刷り)発行し、地区に新聞折込、商工会会員に配布します。  
 1枠1回8,000円(消費税込)です。P・Rにご利用下さい。  
 お申し込みは商工会事務局へご連絡願います。

## 第二創業塾

既に事業を営んでおり、かつ新たな事業にチャレンジしたい若手後継者、あるいは、新事業を展開して、更なる飛躍を図りたい経営者など「第二創業」を目指す者の裾野を広げ、経営戦略、組織マネジメント等の知識・ノウハウの体得を支援することを目的として「第二創業塾」を開催いたしますので、是非御参加ください。

●参加費(全日程)3,000円 ●定員 30名(先着順)

●開催場所 〒719-1142 総社市秦1215

ウェルサンピア岡山(岡山厚生年金休暇センター)

●申込は 総社吉備路商工会へ

(開催日程)

第1回	9月3日(土)	10:00~16:00
第2回	9月11日(日)	10:00~16:00
第3回	9月17日(土)	10:00~16:00
第4回	9月24日(土)	10:00~16:00
第5回	10月8日(土)	10:00~16:00

## ●福祉住環境コーディネーター● 2・3級対応講習会

■開催日時 9:30~17:00

2級講習会

3級講習会

平成17年10月15日(土) 平成17年8月20日(土)

10月29日(土) 8月21日(日)

11月5日(土)

11月13日(日)

■場 所: 総社市山手公民館大会議室

(旧山手村民センター)

■定 員: 20名(先着順)

■受講料: 2級3,000円 3級2,000円(2・3級テキスト代含む)  
 下記会員以外の方は2級5,000円 3級3,000円

■主 催: 総社吉備路商工会(総社市岡谷160番地)

■後 援: 岡山県商工会連合会、総社商工会議所

■スケジュール、申込み等詳細は総社吉備路商工会へご連絡下さい。TEL (0866) 93-8000

## 新商工会になり、各種の手数料が次のように改定されました。よろしくお願ひ致します。

手数料徴収基準

(単位:円)

区 分	金 額	備 考
(1) 記帳関係	イ. 記帳機械化 個人 3,000円から(月) 法人 5,000円から(月)	
	ロ. 決算指導 機械化 2ヶ月 一般(決算のみ) 5,000円から	消費税申告も含む
(2) 金融斡旋関係	申込金額×(3/1,000)円	上限手数料30,000円
(3) 労働保険関係	5,000円(年)	0~5(人)
	10,000円(年)	6~10(人)
	15,000円(年)	11~20(人)
	20,000円(年)	21人以上
	50,000円(年)	取得・喪失・他

○適用時期

左記基準は平成17年4月1日より適用とする。

○会員以外

会員以外は、上記基準金額の1.5倍とする。

○その他

・その他必要事項においては会長が定める。  
 ・上記基準は原則であり事務の状態に応じて、特別に別途請求する場合もある。